

第一部

行政組織編

大正八年十二月二十六日

〔一一四〕 内務省分課規程中改正

内務省分課規程中一昨二十四日左ノ通改正セリ

大臣官房ノ部都市計画課ノ項ヲ左ノ如ク改メ地理課ノ項中「名勝、旧蹟及古墳墓」ヲ「史蹟名勝天然記念物」ニ改ム

都市計画課

一都市ノ構築其ノ他都市計画ノ調査ニ関スル事項

一東京市、京都市、大阪市其ノ他重要都市ノ都市計画ニ関スル事項
地方局ノ部「救護課」ヲ「社会課」ニ改メ府県課ノ項中「徴兵徴発

ニ関スル事項」ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

一軍需工業動員法ノ施行ニ関スル事項

土木局

河川課

一河川ニ関スル事項

一砂防ニ関スル事項

一水利ニ関スル事項

一湖沼ノ埋築干拓及使用ニ関スル事項

一災害土木工事国庫補助ニ関スル事項

道路課

一道路ニ関スル事項

一軌道ニ関スル事項

一上水道下水道ノ工事及其ノ補助ニ関スル事項

一土地収用ニ関スル事項

港湾課

一港湾ニ関スル事項

一運河ニ関スル事項（主トシテ河川ニ関スルモノヲ除ク）

一海面ノ埋築干拓及使用ニ関スル事項

第一技術課

一河川道路港湾其ノ他ノ技術ニ関スル事項

第二技術課

一重要ナル技術上ノ調査ニ関スル事項

一本省直轄土木工事ノ企画ニ関スル事項

衛生局ノ部

保健課ニ左ノ三号ヲ加ヘ

一精神病者ノ保護及精神病院ニ関スル事項

一小児及婦女ノ衛生ニ関スル事項

一恩賜財団済生会其ノ他救療ニ関スル事項

防疫課ノ項中第一号ヲ左ノ如ク改メ

一急性伝染病及結核、トラホーム、花柳病、癩其ノ他慢性伝染病ノ

予防撲滅ニ関スル事項

一寄生虫病及地方病ノ予防撲滅ニ関スル事項

医務課ニ左ノ二号ヲ加ヘ

一薬草栽培及製薬奨励ニ関スル事項

一医師会ニ関スル事項

医務課ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス

調査課

一保健衛生調査ニ関スル事項

大正九年八月二十四日

〔一一五〕 勅令第二百八十五号

内務省官制中左ノ通改正ス

第一条中「賑恤、救済及」ヲ「及賑恤救済其ノ他社会事業並」ニ改ム

第三条中「三人」ヲ「四人」ニ、「八人」ヲ「九人」ニ改ム

第四条中「五局」ヲ「六局」ニ改メ「地方局」ノ次ニ「社会局」ヲ加フ

第五条第六号及第七号ヲ削リ第八号ヲ第五号、第九号ヲ第六号トス

第五条ノ二 社会局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賑恤及救済ニ関スル事項

二 軍事救済ニ関スル事項

三 失業ノ救済及防止ニ関スル事項

四 児童保護ニ関スル事項

五 其ノ他社会事業ニ関スル事項

第九条ノ二 内務省ニ専任内務事務官二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ社会局ノ事務ヲ掌ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年一月十三日

〔一一六〕 勅令第一号

社会事業調査会官制

第一条 社会事業調査会ハ内務大臣ノ監督ニ属シ社会事業ニ関スル

事項ニ付関係各大臣ノ諮問ニ応シ調査審議ス

第二条 調査会ハ社会事業ニ関スル事項ニ付関係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第三条 調査会ハ会長一人委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第四条 会長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ内務大臣ノ指定スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六条 調査会ニ幹事若干人ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七条 調査会ニ書記ヲ置ク内務大臣之ヲ命ス

書記ハ会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第八条 会務ニ依リ委員又ハ臨時委員旅行スルトキハ旅費ヲ給ス

前項旅費ノ支給ニ関シテハ明治四十四年勅令第百六十一号第一条及第三条ノ規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

救済事業調査会官制ハ之ヲ廃止ス

大正十一年十一月一日

〔一一七〕 勅令第四百六十号

社会局官制

第一条 社会局ハ内務大臣ノ管理ニ属シ左ニ掲クル事務ヲ掌ル

- 一 労働ニ関スル一般事項
- 二 工場法施行ニ関スル事項
- 三 鉱業法中鉱夫ニ関スル事項
- 四 社会保険ニ関スル事項
- 五 失業ノ救済及防止ニ関スル事項
- 六 国際労働事務ニ関スル統轄事項
- 七 賑恤救済ニ関スル事項
- 八 児童保護ニ関スル事項
- 九 軍事救護ニ関スル事項
- 十 其ノ他社会事業ニ関スル事項
- 十一 労働統計ニ関スル事項

第二条 社会局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官		勅任
部長	二人	勅任
書記官	専任六人	奏任
事務官	専任十一人	奏任
統計官	専任一人	奏任
技師	専任六人	奏任
属	専任三十八人	判任
統計官補	専任二人	判人
技手	専任九人	判人

第三条 社会局ニ庶務課、統計課及左ノ二部ヲ置ク

第一部

第二部

庶務課ニ於テハ人事、文書及会計ニ関スル事務並他ノ主掌ニ属セサル事務ヲ掌ル

統計課ニ於テハ統計ニ関スル事務ヲ掌ル

第一部ニ於テハ第一条第五号乃至第三号及第六号ニ掲クル事務ヲ掌ル
第二部ニ於テハ第一条第四号、第五号及第七号乃至第十号ニ掲クル事務ヲ掌ル

第四条 社会局ニ局務ニ参与セシムル為参与ヲ置ク

参与ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁勅任官又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
参与ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第五条 長官ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ部下ノ職員

ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ専行ス

第六条 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第七条 書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

第八条 統計官ハ上官ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル

第九条 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十条 社会局ニ工場監督官及鉱務監督官ヲ置キ書記官、事務官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

工場監督官及鉱務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ各工場法施行又ハ鉱夫ニ関スル事務ヲ掌ル

第十一条 属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十二条 統計官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ統計ニ従事ス

第十三条 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十四条 社会局ニ工場監督官補及鉦務監督官補ヲ置キ属又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

工場監督官補及鉦務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ各工場法施行又ハ鉦夫ニ関スル事務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年十一月一日

〔一一八〕 勅令第四百六十三号

内務省官制中左ノ通改正ス

第一条中「賑恤救済其ノ他社会事業並」ヲ削ル

第三条中「十四人」ヲ「十二人」ニ改ム

第四条中「七局」ヲ「六局」ニ改メ「社会局」ヲ削ル

第五条ノ二ヲ削ル

第十条中「十一人」ヲ「八人」ニ改ム

第十二条中「二百十五人」ヲ「百九十八人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年十一月一日

〔一一九〕 社会局分課規程

内務省ニ於テ今一日社会局分課規程左ノ如ク定メタリ

社会局分課規程

第一条 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密ニ関スル事項

二 人事ニ関スル事項

三 長官ノ官印及局印ノ管守ニ関スル事項

四 文書ノ接受及発送ニ関スル事項

五 文書ノ編纂及保管ニ関スル事項

六 経費及諸収入ノ予算決算及会計ニ関スル事項

七 營繕ニ関スル事項

八 他ノ部課ニ属セサル事項

第二条 統計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 労働統計ノ調査ニ関スル事項

二 労働統計ノ整理編纂ニ関スル事項

三 其ノ他統計ニ関スル事項

第三条 第一部ニ左ノ二課ヲ置ク

労働課

監督課

第四条 労働課ニ於テハ左ノ事務を掌ル

一 労働ノ調査ニ関スル事項

二 国際労働ニ関スル事項

三 其ノ他労働ニ関スル事項

第五條 監督課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 工場法ノ施行ニ関スル事項

二 鉱夫ニ関スル事項

第六條 第二部ニ左ノ三課ヲ置ク

第一課

第二課

保險課

第七條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 罹災救助、窮民救助其ノ他賑恤救済ニ関スル事項

二 軍事救護ニ関スル事項

三 職業紹介、授産事業其ノ他失業ノ救済及防止ニ関スル事項

四 其ノ他他ノ課ニ属セサル社会事業ニ関スル事項

第八條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 児童保護ニ関スル事項

二 共済組合及小資融通施設ニ関スル事項

三 民力涵養ニ関スル事項

四 社会教化事業ニ関スル事項

第九條 保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健康保險ニ関スル事項

二 其ノ他社会保險ニ関スル事項

第一條 職業紹介事務局ハ職業紹介所ノ事業ノ連絡統一及職業紹介

事業ノ監督ニ関スル事務ヲ掌ル

第二條 職業紹介事務局ハ中央職業紹介事務局及地方職業紹介事務

局トス

第三條 中央職業紹介事務局ハ東京ニ、地方職業紹介事務局ハ東京

及大阪ニ之ヲ置ク

第四條 地方職業紹介事務局ノ名称及管轄区域ハ別表ニ依ル

第五條 中央職業紹介事務局及地方職業紹介事務局ヲ通シテ左ノ職

員ヲ置ク

局長

事務官 專任三人

奏任

属 專任二十五人 判任

第六條 中央職業紹介事務局長ハ社会局部長、地方職業紹介事務局

長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 中央職業紹介事務局及地方職業紹介事務局ノ定員ハ内務大

臣之ヲ定ム

第八條 中央職業紹介事務局長ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ

掌理ス

地方職業紹介事務局長ハ内務大臣及中央職業紹介事務局長ノ指揮

監督ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第九條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十條 属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

附 則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔一一〇〕

勅令第百七号

職業紹介事務局官制

(別表)

地方職業紹介事務局名称及管轄区域表		
名称	管轄	区域
東京地方職業紹介事務局	北海道 千葉県 茨城県 長野県 青森県	東京府 神奈川県 栃木県 新潟県 山形県 秋田県 群馬県 静岡県 福島県 岩手県
大阪地方職業紹介事務局	大阪府 愛知県 富山県 山口県 高知県 熊本県	京都府 滋賀県 鳥取県 和歌山県 福岡県 宮崎県 兵庫県 岐阜県 島根県 徳島県 長崎県 鹿児島県 奈良県 福井県 岡山県 香川県 大分県 佐賀県 三重県 石川県 広島県 愛媛県

大正十二年六月一日

〔一一一〕 社会局分課規程中改正

第五條第一号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ第二号ヲ第三号トス

二 工業労働者最低年令法ノ施行ニ関スル事項

第六條中「保険課」ヲ「職業課」ニ改ム

第七條第三号ヲ左ノ如ク改ム

三 共済組合及小資融通施設ニ関スル事項

第八條第二号ヲ削リ第三号ヲ第二号トシ第四号ヲ第三号トス

第九條 職業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業紹介其ノ他失業ノ救済及防止ニ関スル事項

二 失業保険其ノ他社会保険ノ調査ニ関スル事項

大正十二年十月二十九日

〔一一二〕 勅令第四百六十三号

社会局官制中左ノ通改正ス

第一條第四号ヲ第五号トシ以下順次繰下ケ第三号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

四 工業労働者最低年令法施行ニ関スル事項

第二條中「事務官 専任十一人」ヲ「事務官 専任十二人」ニ、「技師 専任六人」ヲ「技師 専任七人」ニ、「属 専任三十八人」ヲ「属 専任四十二人」ニ改ム

第三條中「第一号乃至第三号及第六号」ヲ「第一号乃至第四号及第七号」ニ、「第四号、第五号及第七号乃至第十号」ヲ「第五号、第六号及第八号乃至第十一号」ニ改ム

第十條第二項ヲ左ノ如ク改ム

工場監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ工場法施行並鉦業及砂鉦業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年令法施行ニ関スル事務ヲ掌ル

鉦務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鉦夫ニ関スル事務並鉦業及砂鉦業ニ於ケル工業労働者最低年令法施行ニ関スル事務ヲ掌ル

第十四條第二項ヲ左ノ如ク改ム

工場監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ工場法施行並鉦業及砂鉦業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年令法施行ニ関スル事務ニ従事ス

鉦務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鉦夫ニ関スル事務並鉦業及砂鉦業ニ於ケル工業労働者最低年令法施行ニ関スル事務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年二月二十一日

〔一一一三〕 勅令第二十号

職業紹介委員会官制

第一条 職業紹介委員会ハ職業紹介所ノ事業ノ経営ニ関シ關係行政庁ノ諮問ニ応シ意見ヲ開申ス

職業紹介委員会ハ職業紹介所ノ事業ノ経営ニ関シ關係行政庁ニ建議スルコトヲ得

第二条 職業紹介委員会ハ中央職業紹介委員会及地方職業紹介委員会トス

第三条 中央職業紹介委員会ハ中央職業紹介事務局ニ、地方職業紹介委員会ハ地方職業紹介事務局ニ之ヲ置ク

第四条 職業紹介委員会ハ会長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五条 中央職業紹介委員会ノ会長ハ社会局長官ヲ以テ之ニ充ツ
地方職業紹介委員会ノ会長ハ当該委員会ノ委員中ヨリ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第六条 中央職業紹介委員会ノ委員ハ二十人以上トス内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

地方職業紹介委員会ノ委員ハ二十人以上トス内務大臣之ヲ命ス
委員中ニハ使用者ノ利益ヲ代表シ得ル者及労働者ノ利益ヲ代表シ

得ル者ヲ各同数加フルコトヲ要ス

第七条 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第八条 会長ハ会務ヲ總理ス

会長事故アルトキハ会長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第九条 職業紹介委員会ニ幹事若干人ヲ置ク中央職業紹介委員会ノ幹事ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命シ地方職業紹介委員会ノ幹事ハ内務大臣之ヲ命ス

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十条 委員会ニ書記若干人ヲ置ク会長之ヲ命ス
書記ハ会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年四月二日

〔一一一四〕 勅令第七十号

帝國經濟會議官制

第一条 帝國經濟會議ハ内閣總理大臣ノ監督ニ属シ關係各大臣ノ諮詢ニ応シテ帝國經濟ノ振興ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議ス

帝國經濟會議ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得
第二条 帝國經濟會議ハ議長一人、副議長二人及議員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三条 帝國經濟會議ニ部ヲ置キ議員ヲ之ニ分属セシム
部ノ設置、事務ノ分掌及議員ノ部属ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第四條 議長ハ内閣總理大臣、副議長ハ大蔵大臣及農商務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

議員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五條 議長ハ会務ヲ總理ス

副議長ハ議長ヲ補佐シ議長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル副議長其ノ職務ヲ代理ス

第六條 各部ニ部長及副部長各一人ヲ置ク当該部ニ属スル議員ノ中ヨリ之ヲ互選ス

部長ハ部会ノ議長ト為ル

副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第七條 帝國經濟會議ノ議事ハ部会又ハ連合部会ノ議ヲ經タル後總會ノ議ニ付シテ之ヲ決ス但シ議長ニ於テ部会又ハ連合部会ノ議ニ付スルノ必要ナシト認ムルトキハ部会又ハ連合部会ノ議ヲ省略スルコトヲ得

第八條 總會ハ議長、副議長及各部ノ部長副部長並当該事項ヲ審議シタル部ニ属スル議員ヲ以テ之ヲ組織ス但シ前条但書ノ場合ニ於テハ總會ハ議長、副議長及全議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第九條 部会ハ当該部ニ属スル部長、副部長及議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十條 議長必要アリト認ムルトキハ關係各部ノ連合部ヲ設クルコトヲ得

連合部会ハ關係各部ニ属スル部長、副部長及議員ヲ以テ之ヲ組織ス

連合部会ノ議長ハ關係各部ノ部長ノ中ヨリ關係各部ニ属スル議員

之ヲ選舉ス

第十一條 内閣書記官長、法制局長官及内閣總理大臣ノ指名スル關係各省次官ハ議員タルノ地位ヲ有シ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ各部ニ分属シ總會並所屬ノ部会及連合部会ニ於テ意見ヲ陳述シ可否ノ數ニ加ハルコトヲ得

第十二條 内閣總理大臣ノ指名スル關係各庁高等官ハ議員タルノ地位ヲ有シ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ各部ニ分属シ所屬ノ部会及連合部会並当該事項ヲ審議スル總會ニ於テ意見ヲ陳述シ可否ノ數ニ加ハルコトヲ得

第十三條 帝國經濟會議ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ議長及副議長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十四條 帝國經濟會議ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ス
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年四月七日

〔一一一五〕 社会局分課規程中改正

社会局分課規程中左ノ通改正シ本月一日ヨリ施行セリ

第六條中「三課」ヲ「四課」ニ改メ職業課ノ次ニ左ノ一課ヲ加フ
救護課

第十條 救護課ニ於テハ震災救護ニ関スル残務ヲ掌ル

大正十三年九月十八日

〔一一一六〕 勅令第二百十一号

内務部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

- 第一条ノ二中「属 専任一人」ヲ「属 専任二人」ニ、「技手 専任二人」ヲ「技手 専任六人」ニ改ム
- 第三条ノ四 高等警察ニ関スル事務ニ従事セシムル為内務省ニ左ノ職員ヲ置キ警保局ニ属セシム

属 専任五人

通訳 専任一人 判任

通訳ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通訳ニ従事ス

第八条 震災地ノ住宅ニ関スル事務ニ従事セシムル為社会局ニ左ノ職員ヲ置ク

事務官 専任一人

技師 専任一人

属 専任三人

技手 専任二人

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年九月十八日

〔一一一七〕 社会局分課規程中改正

社会局分課規程中左ノ通改正シ今十八日ヨリ施行ス

第六条中「四課」ヲ「五課」ニ改メ職業課ノ次ニ住宅課ヲ加フ

第七条中左ノ一号ヲ加フ

三ノ二 移植民ノ保護及奨励ニ関スル事項

第九条ノ二 住宅課ニテハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 住宅組合ニ関スル事項
- 二 住宅ノ供給並改善ニ関スル事項
- 三 住宅資金ニ関スル事項
- 四 其ノ他住宅ニ関スル事項

大正十三年十二月二十日

〔一一一八〕 勅令第三百十六号

内務省官制中左ノ通改正ス

第二条中「褒賞ニ関スル事務」ヲ「褒賞及都市計画ニ関スル事務」ニ改ム

第三条 内務省専任書記官ハ十三人ヲ以テ定員トス

第四条中「六局」ヲ「五局」ニ改メ「都市計画局」ヲ削ル

第五条中第二号乃至第四号ヲ左ノ如ク改メ第五号ヲ第四号トシ第六号ヲ第五号トス

二 府県市町村公共組合ノ制度其ノ他一般ノ行政ニ関スル事項

三 府県市町村公共組合ノ財政其ノ他經濟ニ関スル事項

第八条ノ二ヲ削ル

第九条 削除

第十条中「専任内務事務官七人」ヲ「専任内務事務官六人」ニ改ム

第十一条中「専任考証官補二人」ヲ「専任考証官補一人」ニ改ム

第十二条中「専任技師十八人」ヲ「専任技師十五人」ニ、「百七十八」ヲ「百二十人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年十二月二十二日

〔一一一九〕 内務省分課規程改正

内務省分課規程ヲ左ノ通改正シ一昨日二十日ヨリ施行セリ

内務省分課規程

大臣官房

秘書課

一機密ニ属スル事項

一官吏ノ進退身分ニ関スル事項

一大臣ノ官印及省印ノ管守ニ関スル事項

文書課

一公文書類及成案文書ノ接受発送ニ関スル事項

一公文書類ノ編纂保存ニ関スル事項

一統計報告ノ調製ニ関スル事項

一国籍ニ関スル事項

一褒賞ニ関スル事項

一各局課ノ主管ニ属セサル事項

會計課

一本省所管ノ経費及諸收入ノ予算決算並會計ニ関スル事項

一本省所管會計ノ監督ニ関スル事項

一本省所管ノ国有財産及物品ニ関スル事項

一省中取締及營繕ニ関スル事項

地理課

一史蹟名勝天然紀念物ニ関スル事項

都市計画課

一都市計画法施行ニ関スル事項

一市街地建築物法施行ニ関スル事項

一都市計画上土木技術ニ関スル事項

一都市計画上建築及公園技術ニ関スル事項

神社局

総務課

一神宮及官国幣社以下神社ニ関スル事項

一神宮及官国幣社以下神社ノ職員ニ関スル事項

一官修墳墓ニ関スル事項

考証課

一神社ノ祭神、社格、社号、由緒等ノ調査考証ニ関スル事項

地方局

行政課

一議員選挙ニ関スル事項

一道府県市町村公共組合ノ制度並其ノ他行政ニ関スル事項

一北海道ノ林野及拓殖ニ関スル事項

一徴兵徴発及軍需工業動員法ノ施行ニ関スル事項

一他課ノ主管ニ属セサル事項

財務課

一道府県市町村公共組合ノ歳入歳出其ノ他財政ニ関スル事項

一其ノ他地方経済ニ関スル事項

警保局

警務課

一 行政警察ニ関スル事項

保安課

一 高等警察ニ関スル事項

一 外事警察ニ関スル事項

図書課

一 図書出版及著作権ニ関スル事項

一 新聞紙及雜誌検閲ニ関スル事項

一 図書保存ニ関スル事項

土木局

河川課

一 河川ニ関スル事項

一 砂防ニ関スル事項

一 水利ニ関スル事項

一 湖沼ノ埋築干拓及使用ニ関スル事項

一 本省直轄河川砂防工事用船舶及重要機械器具ノ運用ニ関スル事項

一 災害土木工事国庫補助ニ関スル事項

一 土木統計及直轄工事年報ノ編纂ニ関スル事項

一 他課ノ主管ニ属セサル事項

道路課

一 道路ニ関スル事項

一 軌道ニ関スル事項

一 上水道下水道ノ工事及其ノ補助ニ関スル事項

一 土地収用ニ関スル事項

一 本省直轄道路工事用船舶及重要機械器具ノ運用ニ関スル事項

港湾課

一 港湾ニ関スル事項

一 運河ニ関スル事項（主トシテ河川ニ関スルモノヲ除ク）

一 海面ノ埋築干拓及使用ニ関スル事項

一 本省直轄港湾工事用船舶及重要機械器具ノ運用ニ関スル事項

第一技術課

一 河川道路港湾其ノ他ノ技術ニ関スル事項

第二技術課

一 重要ナル技術上ノ調査ニ関スル事項

一 本省直轄土木工事ノ企画ニ関スル事項

衛生局

保健課

一 飲料水及水道ニ関スル事項

一 飲食物其ノ他栄養ニ関スル事項

一 屠畜及屠場ニ関スル事項

一 下水道、汚物掃除其ノ他清潔保持ニ関スル事項

一 公園、鉱泉場、海水浴場、療養地等ニ関スル事項

一 工場、劇場其ノ他多衆集合スル場所ノ衛生ニ関スル事項

一 小児及婦女ノ一般衛生ニ関スル事項

一 運動奨励ニ関スル事項

一 衛生統計ニ関スル事項

一 衛生思想普及ニ関スル事項

一 他課ノ主管ニ属セサル公衆衛生ニ関スル事項

予防課

一 結核「トラホーム」、癩、花柳病其ノ他慢性伝染病ニ関スル事項

一 寄生虫病、原虫病及地方病ニ関スル事項

一 精神病ニ関スル事項

一 恩賜財団済生会其ノ他救療ニ関スル事項

防疫課

一 急性伝染病ニ関スル事項

一 海港検疫ニ関スル事項

一 痘病血清其ノ他細菌学的予防治療品ニ関スル事項

医務課

一 医師、歯科医師、産婆及療属ニ関スル事項

一 藥濟師、製藥者及藥種商ニ関スル事項

一 医師会、歯科医師会及藥濟師会ニ関スル事項

一 藥品及壳藥ニ関スル事項

一 毒物、劇物其ノ他有害物ニ関スル事項

一 壳藥部外品ニ関スル事項

一 藥草栽培及製藥奨励ニ関スル事項

一 普通病院ニ関スル事項

福利課

職業課

健康保険課

救護課

第七條 保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 罹災救助窮民救助其ノ他賑恤救済ニ関スル事項

二 軍事救護ニ関スル事項

三 感化院ニ関スル事項

四 兒童保護ニ関スル事項

五 他課ニ属セサル社会事業ニ関スル事項

第八條 福利課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 住宅ノ供給改善ニ関スル事項

二 公設ノ浴場、質屋及簡易食堂宿泊所其ノ他福利増進ニ関スル事項

三 社会教化事業ニ関スル事項

第九條 職業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業紹介其ノ他失業ノ救済及防止ニ関スル事項

二 失業保険其ノ他社会保険ノ調査ニ関スル事項

三 移植民ノ保護奨励ニ関スル事項

第十條 健康保険課ニ於テハ健康保険法施行準備ニ関スル事務ヲ掌ル

第十一條 救護課ニ於テハ震災救護ニ関スル残務ヲ掌ル

ル

〔一一二〇〕

大正十三年十二月二十二日

社会局分課規程中改正

社会局分課規程中左ノ通改正シ一昨二十日ヨリ施行

セリ

第六條 第二部ニ左ノ五課ヲ置ク

保護課

大正十四年三月三十一日

〔一一二一〕 勅令第三十七号

商工省官制

第一条 商工大臣ハ商、工、鉱山及地質、度量衡及計量並軍需調査統轄ニ関スル事務ヲ管理ス

第二条 商工省ニ左ノ三局ヲ置ク

商務局

工務局

鉱山局

第三条 商務局ニ於テハ商事ニ関スル事務ヲ掌ル

第四条 工務局ニ於テハ工業、度量衡及計量並軍需調査統轄ニ関スル事務ヲ掌ル

第五条 鉱山局ニ於テハ鉱山及地質ニ関スル事務ヲ掌ル

第六条 商工省ニ中央度量衡検定所ヲ置キ度量衡器及計量器ノ検定、比較検査及試験其ノ他度量衡及計量ニ関スル事務ヲ掌ラシム

商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡検定所ノ支所ヲ設ケ中央度量衡検定所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

中央度量衡検定所長ハ商工技師、支所長ハ商工技師又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ

商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡検定所ノ出張所又ハ中央度量衡検定所支所ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

第七条 商工省ニ地質調査所ヲ置キ地質調査ニ関スル事項ヲ掌ラシム

地質調査所長ハ商工技師ヲ以テ之ニ充ツ

第八条 商工書記官ハ専任十一人ヲ以テ定員トス

第九条 商工省ニ商工事務官専任十七人ヲ置ク

商工事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ商工省ノ事務ヲ掌ル

前二項ノ職員ノ外工務局ノ事務ニ従事セシムル為商工大臣ノ奏請

ニヨリ関係各庁高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ商工事務官ヲ命スルコトヲ得

第十条 商工省ニ統計官専任一人ヲ置ク

統計官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ商工統計ヲ掌ル

第十一条 商工省ニ保険事務官専任三人ヲ置ク

保険事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ保険ニ関スル事務ヲ掌ル

第十二条 商工省ニ度量衡事務官専任一人ヲ置ク

度量衡事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ度量衡及計量ニ関スル事務ヲ掌ル

第十三条 商工省ニ商工技師専任五十一人ヲ置ク

商工技師ハ奏任トス但シ内三人以内ヲ勅任ト為スコトヲ得商工技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十四条 商工属ハ専任八十八人ヲ以テ定員トス

第十五条 商工省ニ統計官補専任二人ヲ置ク

統計官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ商工統計ニ従事ス

第十六条 商工省ニ保険事務官補専任五人ヲ置ク

保険事務官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ保険ニ関スル事務ニ従事ス

第十七条 商工省ニ商工技手専任百十八人ヲ置ク

商工技手ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十八条 商工省ニ取引所監督官及取引所監督官補ヲ置ク

取引所監督官ハ商工書記官、商工事務官又ハ商工技師ヲ以テ、取

引所監督官補ハ商工属又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ

取引所監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ取引所法施行ニ関スル事務ヲ掌ル
取引所監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ取引所法施行ニ関スル事務ニ
従事ス

第十九条 商工省ニ鉱務監督官及鉱務監督官補ヲ置ク

鉱務監督官ハ商工書記官、商工事務官又ハ商工技師ヲ以テ、鉱務

監督官補ハ商工属又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ

鉱務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鉱業警察ニ関スル事務ヲ掌ル

鉱務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鉱業警察ニ関スル事務ニ従事ス

附 則

本令ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年四月一日

〔一一二二〕

勅令第六六号

社会局官制中左ノ通改正ス

第一条第十二号ヲ削ル

第二条中「書記官 専任六人」ヲ「書記官 専任五人」ニ改メ「統

計官 専任一人 奏任」及「統計官補 専任二人 判任」ヲ削ル

第三条 社会局ニ庶務課及左ノ二部ヲ置ク

第一部

第二部

庶務課ニ於テハ人事、文書及会計ニ関スル事務並他ノ主掌ニ属セ
サル事務ヲ掌ル

第一部ニ於テハ第一条第一号乃至第五号及第七号ニ掲クル事務ヲ

掌ル但シ失業保険ニ関スル事務ハ此限ニ在ラス

第二部ニ於テハ第一条第六号及第八号乃至第十一号ニ掲クル事務
並失業保険ニ関スル事務ヲ掌ル

第八条 削除

第十二条 削除

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年四月十三日

〔一一二三〕 勅令第二百二十七号

職業紹介事務局官制中左ノ通改正ス

第三条中「東京及大阪」ヲ「東京、大阪及名古屋」ニ改ム

第五条中「事務官 専任三人」ヲ「事務官 専任四人」ニ、「属

専任二十五人」ヲ「属 専任三十人」ニ改ム

別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表) 地方職業紹介事務局名称及管轄区域表

名 称	管 轄 区 域
東京地方職業紹介事務局	北海道 東京府 神奈川県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県 長野県 新潟県 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県
大阪地方職業紹介事務局	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 鳥取県 島根県 岡山県

名古屋地方職業紹介事務局	愛知県	静岡県	三重県	岐阜県
福井県	石川県	富山県		
広島県	山口県	和歌山県	徳島県	
香川県	愛媛県	高知県	福岡県	
長崎県	大分県	佐賀県	熊本県	
宮崎県	鹿児島県	沖縄県		

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年四月二十一日

〔一一二四〕 勅令第七十二号

社会局官制中左ノ通改正ス

第二条中「部長 二人」ヲ「部長 三人」ニ、「書記官 専任五人」ヲ「書記官 専任七人」ニ、「事務官 専任九人」ヲ「事務官 専任十三人」ニ、「技師 専任六人」ヲ「技師 専任八人」ニ、「属 専任三十一人」ヲ「属 専任四十八人」ニ、「技手 専任五人」ヲ「技手 専任六人」ニ改ム

第三条 社会局ニ庶務課及左ノ三部ヲ置ク

労働部

保険部

社会部

庶務課ニ於テハ人事、文書及会計ニ関スル事務並他ノ主掌ニ属セサル事務ヲ掌ル

労働部ニ於テハ第一条第一号乃至第四号及第七号ニ掲クル事務ヲ掌ル

保険部ニ於テハ第一条第五号ニ掲クル事務ヲ掌ル但シ失業保険ニ関スル事務ハ此ノ限ニ在ラス

社会部ニ於テハ第一条第六号及第八号乃至第十一号ニ掲クル事務並失業保険ニ関スル事務ヲ掌ル

第十五条 内務大臣ハ必要ニ応シ社会局ノ出張所ヲ置キ保険部ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

出張所ニ所長ヲ置キ書記官ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年四月二十二日

〔一一二五〕 社会局分課規程中改正

社会局分課規程中左ノ通改正シ昨二十一日ヨリ施行セリ

第三条 労働部ニ左ノ二課ヲ置ク

労働課

監督課

第五条ノ二ヲ削ル

第六条 保険部ニ左ノ三課及大阪出張所ヲ置ク

監理課

經理課

医療課

第七条 監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健康保険組合ニ関スル事項

二 保険官署ノ事業監督ニ関スル事項

三 健康保険審査会ニ関スル事項

四 社会保険ノ調査ニ関スル事項但シ失業保険ニ関スル事項ヲ除ク

五 保険統計ニ関スル事項

六 他課及出張所ノ主管ニ属セサル社会保険ニ関スル事項

第八条 経理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健康保険特別会計ニ関スル事項

二 保険官署ノ設置及会計監督ニ関スル事項

三 保険官署ノ職員ノ養成ニ関スル事項

四 人員ノ配置ノ調査ニ関スル事項

第九条 医療課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 医療ノ計画ニ関スル事項

二 医療事務ノ監督ニ関スル事項

三 保険施設ニ関スル事項

四 医療ニ関スル技術上ノ調査ニ関スル事項

第十条 大阪出張所ニ於テハ前三条各号ニ掲クル事務ノ中別ニ定ムル分掌区域内ニ付左ノ事務ヲ掌ル

一 健康保険組合ノ監督ニ関スル事項

二 保険官署ノ監督ニ関スル事項

三 保険官署ノ職員ノ養成ニ関スル事項

第十一条 社会部ニ左ノ三課ヲ置ク

保護課

福利課

職業課

第十二条 保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 罹災救助、窮民救助其ノ他賑恤救済ニ関スル事項

二 軍事救護ニ関スル事項

三 感化院ニ関スル事項

四 児童保護ニ関スル事項

五 他課ニ属セサル社会事業ニ関スル事項

六 震災救護残務ニ関スル事項

第十三条 福利課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 住宅供給改善ニ関スル事項

二 公設ノ浴場、質屋及簡易食堂宿泊所其ノ他福利増進ニ関スル事項

三 社会教化事業ニ関スル事業

第十四条 職業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業紹介其ノ他失業ノ救済及防止ニ関スル事項

二 失業保険ノ調査ニ関スル事項

三 移植民ノ保護奨励ニ関スル事項

大正十五年五月十二日

〔一―二六〕 勅令第百十号

社会局官制中左ノ通改正ス

第一条中第五号ヲ第六号トシ以下順次繰下ケ第四号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

五 労働争議調停ニ関スル事項

第二条中「事務官 専任十三人」ヲ「事務官 専任十五人」ニ、「
属 専任四十八人」ヲ「属 専任五十二人」ニ改ム

第三条中「第一条第一号乃至第四号及第七号」ヲ「第一条第一号乃
至第五号及第八号」ニ、「第一条第五号」ヲ「第一条第六号」ニ、
「第六号及第八号乃至第十一号」ヲ「第七号及第九号乃至第十二号」
ニ改ム

第十条中「工場監督官及鉱務監督官」ヲ「工場監督官、鉱務監督官
及調停官」ニ改メ同条ニ左ノ一項ヲ加フ

調停官ハ上官ノ命ヲ承ケ労働争議調停ニ関スル事務ヲ掌ル

第十四条中「工場監督官補及鉱務監督官補」ヲ「工場監督官補、鉱
務監督官補及調停官補」ニ改メ同条ニ左ノ一項ヲ加フ

調停官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ労働争議調停ニ関スル事務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年五月十三日

〔一一二七〕 社会局分課規程中改正

社会局分課規程中左ノ通改正シ昨十二日ヨリ施行セ
リ

第三条 労働部ニ左ノ三課ヲ置ク

労務課

劳政課

監督課

第四条 労務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、労働争議調停ニ関スル事項

二、労働事情ノ調査ニ関スル事項

三、其ノ他労働ニ関スル事項

第四条ノ二 劳政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、労働法制ニ関スル事項

二、国際労働ニ関スル事項

大正十五年六月二十二日

〔一一二八〕 閣議決定

社会事業調査会会則

第一条 社会事業調査会ハ内務大臣ノ監督ニ属シ社会局ニ之ヲ置ク

第二条 調査会ハ社会事業ニ関スル事項ニ付内務大臣ノ諮問ニ応シ

調査審議ス

第三条 調査会ハ社会事業ニ関スル事項ニ付関係各大臣ニ建議スル
コトヲ得

第四条 調査会ハ会長一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス特別ノ事項
ヲ調査審議スル為メ必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第五条 会長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ内務大臣之ヲ委嘱ス

第六条 会長ハ会務ヲ総理ス会長事故アルトキハ会長ノ指名シタル
委員其ノ職務ヲ代理ス

第七条 調査会ニ幹事書記若干人ヲ置キ会長之ヲ委嘱ス幹事ハ会長
ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理シ書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

昭和二年四月九日

〔一一二九〕

勅令第七十一号

職業紹介事務局官制中左ノ通改正ス

第三条中「及名古屋」ヲ「名古屋及福岡」ニ改ム

第五条中「事務官 専任四人」ヲ「事務官 専任五人」ニ、「属

専任三十人」ヲ「属 専任三十四人」ニ改ム

別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表)

地方職業紹介事務局名称及管轄区域表	
名称	管轄区域
東京地方職業紹介事務局	北海道 東京府 神奈川県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県 長野県 新潟県 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県
大阪地方職業紹介事務局	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
名古屋地方職業紹介事務局	愛知県 静岡県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
福岡地方職業紹介事務局	山口県 福岡県 長崎県 大分県 佐賀県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年四月十九日

〔一一三〇〕

勅令第八十九号

社会局官制中左ノ通改正ス

第一条中第十二号ヲ第十三号トシ第十一号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

十二 移植民ニ関スル事項

第二条中「事務官 専任二十一人」ヲ「事務官 専任二十二」ニ、「属

専任六十三人」ヲ「属 専任六十四人」ニ改ム

第三条第五項中「第十二号」ヲ「第十三号」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年七月七日

〔一二三一〕

勅令第二百二十二号

人口食糧問題調査会官制

第一条 人口食糧問題調査会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ、関係各

大臣ノ諮詢ニ応ジテ人口問題及食糧問題ニ関スル重要ナル事項ヲ

調査審議ス

調査会ハ前項ノ事項ニ付関係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二条 調査会ハ会長一人、副会長二人及委員四十六人ヲ以テ之ヲ

組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコト

ヲ得

第三条 会長ハ内閣総理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副会長ハ内務大臣及農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
第四条 会長ハ会務ヲ總理ス

副会長ハ会長ヲ補佐シ、会長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名
スル副会長其ノ職務ヲ代理ス

第五条 調査会ニ幹事長及幹事ヲ置ク、内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ
内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事長ハ会長及副会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス
幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六条 調査会ニ書記ヲ置ク、内閣ニ於テ之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年三月三十一日

〔一一三二〕 勅令第四十七号

工芸指導所官制

第一条 工芸指導所ハ商工大臣ノ管理ニ属シ工芸ノ指導ヲ為ス為左
ノ事務ヲ掌ル

一 木工品及金属工品ニ関スル試験及研究

二 木工品及金属工品ノ原料及材料ノ品質ノ鑑定

三 木工品及金属工品製作ニ関スル伝習及講話

四 試験研究ノ為製作シタル木工品及金属工品、加工シタル其ノ
材料並調製シタル其ノ意匠図案ノ配布

第二条 工芸指導所ハ工芸ノ改善ニ必要アリト認ムル場合ニ限り木

工品及金属工品ノ製作並ニ其ノ意匠図案ノ調製ノ依頼ニ応ズルコ
トヲ得

第三条 工芸指導所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

技師 專任二人 奏任

属 專任一人 判任

技手 專任二人 判任

所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

第四条 所長ハ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第五条 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第六条 属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第七条 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工芸指導所ノ事務開始ニ至ル迄第三条ノ職員ハ其ノ準備ノ事務ヲ掌
ル

昭和三年九月七日

〔一一三三〕 勅令第二百二十四号

經濟審議會官制

第一条 經濟審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ属シ、関係各大臣ノ諮
詢ニ応ジテ産業ノ振興、生産能率ノ増進、分配ノ適正、社会政策
的施設ノ充実其ノ他国民生活安定ノ為必要ナル經濟問題ニ関スル
重要事項ヲ調査審議ス

審議會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二条 審議會ハ會長一人、副會長二人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副會長ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四条 會長ハ会務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ、會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル副會長其ノ職務ヲ代理ス

第五条 審議會ニ幹事長及幹事ヲ置ク、内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事長ハ會長及副會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六条 審議會ニ書記ヲ置ク、内閣ニ於テ之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年六月十日

〔一一三四〕 勅令第五百十六号

社会局官制中左ノ通改正ス

第一条中第十二号ヲ削リ第十三号ヲ第十二号トス

第二条中「事務官 専任二十二入」ヲ「事務官 専任二十一人」ニ、

「属 専任六十四入」ヲ「属 専任六十三入」ニ改ム

第三条第五項中「第十三号」ヲ「第十二号」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年七月十九日

〔一一三五〕 勅令第二百三十八号

社会政策審議會官制

第一条 社会政策審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ社会政策ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

第二条 審議會ハ會長一人及委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ之ヲ勅命ス

第四条 會長ハ会務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 審議會ニ幹事長及幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内

閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事長ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六条 審議會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年七月三十一日

〔一一三六〕 勅令第二百四十一号

社会局官制中左ノ通改正ス

第九条第二項中「健康保険署ノ事務ヲ助ク」ヲ「道庁又ハ府県（東京府ニ在リテハ警視庁）ニ於ケル健康保険ノ事務ヲ助ク」ニ改ム
第十五条ヲ削ル

附 則

本令ハ昭和四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年九月十七日

〔一一三七〕 閣議決定

事業調節委員会々則（昭和五年四月二十五日廃止）

第一条 事業調節委員会ハ内務大臣ノ監督ニ属シ失業ノ防止並救済ノ為公私事業ノ調節ニ関スル事項ヲ調査講究ス

第二条 事業調節委員会ハ会長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス
第三条 会長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ内務大臣之ヲ命ジ又ハ囑託ス

第四条 事業調節委員会ハ必要ニ応ジ失業ニ関係アル事業関係者ノ意見ヲ徴スルコトヲ得

第五条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ内務大臣ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六条 事業調節委員会ニ幹事及書記ヲ置ク会長之ヲ命ジ又ハ囑託ス

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ書記ハ庶務ニ従事ス

昭和五年四月十日

〔一一三八〕 勅令第七十二号

人口食糧問題調査会官制ハ之ヲ廃止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年四月十日

〔一一三九〕 勅令第七十三号

経済審議会官制ハ之ヲ廃止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年四月二十六日

〔一一四〇〕 勅令第八十五号

失業防止委員会官制

第一条 失業防止委員会ハ内務大臣ノ監督ニ属シ公私事業ノ調節其

ノ他失業ノ防止及救済ニ関スル事項ヲ調査審議ス

委員会ハ前項ノ事項ニ付関係各大臣ノ諮問ニ応ジ又ハ関係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二条 委員会ハ会長一人及委員四十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 会長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ内務大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 委員会ニ失業対策部及事業調節部ヲ置ク

失業対策部ハ事業調節部ノ所管ニ属スル事項ヲ除クノ外失業ノ防止及救済ニ関スル事項ヲ掌ル

事業調節部ハ公私事業ノ調節ニ関スル事項ヲ掌ル

部ニ部長ヲ置ク会長之ニ当ル

委員及臨時委員ノ所属部ハ会長之ヲ指定ス

第六条 会長ニ於テ特ニ總會ヲ開クノ必要アリト認メタル場合ヲ除

クノ外部ノ議決ヲ以テ委員会ノ議決トス

第七条 委員会ニ幹事長及幹事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事長ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八条 委員会ニ書記ヲ置ク会長之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年五月二十九日

〔一―四一〕 勅令第百号

職業紹介事務局官制中左ノ通改正ス

第三条中「及福岡」ヲ「福岡及青森」ニ改ム

第五条中「事務官 専任五人」ヲ「事務官 専任六人」ニ、「属

専任三十四人」ヲ「属 専任三十九人」ニ改ム

別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表)

地方職業紹介事務局名称及管轄区域表	
名 称	管 轄 区 域
東京地方職業紹介事務局	東京府 神奈川県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県 長野県 新潟県
大阪地方職業紹介事務局	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
名古屋地方職業紹介事務局	愛知県 静岡県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
福岡地方職業紹介事務局	山口県 福岡県 長崎県 大分県 佐賀県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
青森地方職業紹介事務局	北海道 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県

附 則

本令ハ昭和五年六月二日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年六月二日

〔一一四二〕 勅令第百十二号

臨時産業合理局官制

第一条 臨時産業合理局ハ商工大臣ノ管理ニ属シ其ノ所管ニ係ル産業ノ合理化ニ関スル事務ヲ掌ル

第二条 臨時産業合理局ニ長官ヲ置ク

長官ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第三条 臨時産業合理局ニ左ノ職員ヲ置ク

事務官 専任三人 奏任 内一人ハ勅任ト為スコトヲ得

技師 専任三人 奏任

属 専任四人 判任

技手 専任三人 判任

第四条 長官ハ局務ヲ總理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ

進退ヲ専行ス

第五条 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第六条 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第七条 属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第八条 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第九条 臨時産業合理局ニ局務ヲ輔ケシムル為顧問ヲ置ク

顧問ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

顧問ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第十条 商工大臣ハ重要事項ヲ調査審議セシムル為臨時産業合理局ニ委員会ヲ置クコトヲ得

第十一条 各委員会ハ会長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第十二条 会長及委員ハ商工大臣之ヲ命ズ

第十三条 会長ハ会務ヲ総理ス

第十四条 委員会ニ幹事ヲ置ク商工大臣之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十五条 委員会ニ書記ヲ置ク商工大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年六月二十日

〔一一四三〕 勅令第百三十五号

職業紹介事務局官制中左ノ通改正ス

第三条中「及青森」ヲ「青森、長野及岡山」ニ改ム

第五条中「事務官 専任六人」ヲ「事務官 専任八人」ニ、

「属 専任三十九人」ヲ「属 専任四十六人」ニ改ム

別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表)

地方職業紹介事務局名称及管轄区域表	
名称	管轄区域
東京地方職業紹介事務局	東京府 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県
大阪地方職業紹介事務局	栃木県 大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県
名古屋地方職業紹介事務局	和歌山県 徳島県 高知県 愛知県 静岡県 三重県 岐阜県 福井県
福岡地方職業紹介事務局	石川県 福岡県 長崎県 大分県 佐賀県 熊本県
青森地方職業紹介事務局	宮崎県 鹿児島県 沖縄県
長野地方職業紹介事務局	北海道 宮城県 福島県 岩手県 青森県
岡山地方職業紹介事務局	山形県 秋田県 長野県 群馬県 山梨県 新潟県 富山県
愛媛県 山口県	岡山県 鳥取県 島根県 広島県 香川県

附 則

本令ハ昭和六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年七月二十二日
勅令第百五十八号
失業対策委員会官制

第一条 失業対策委員会ハ内務大臣ノ監督ニ属シ失業対策ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

委員会ハ前項ノ事項ニ付関係各大臣ノ諮問ニ応ジ又ハ関係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二条 委員会ハ会長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 会長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ内務大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 委員会ニ幹事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六条 委員会ニ書記ヲ置ク会長之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

失業防止委員会官制ハ之ヲ廃止ス

昭和七年九月五日

〔一一四五〕 勅令第百三十六号
地方債許可暫行特例
第一条 時局匡救ノ為国庫ノ補助ヲ受ケ北海道又ハ府県ノ施行スル

事業ノ費用ニ充ツル目的ヲ以テ借入ルル北海道地方費債又ハ府県債ニシテ元本金額五十万円ヲ超エザルモノニ關シテハ昭和七年度乃至昭和九年度限り内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ

時局匡救ノ為国庫ノ補助ヲ受ケ又ハ国庫ノ補助ニ基ク北海道若ハ府県ノ補助ヲ受ケ市町村(北海道一級町村、北海道二級町村、島嶼町村、市町村組合及町村組合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ施行スル事業ノ費用ニ充テシムル為又ハ時局匡救ノ為国庫ノ補助ヲ受ケ北海道若ハ府県ノ施行スル事業ノ経費ヲ分担セシムル為市町村ニ転貸スル目的ヲ以テ借入ルル北海道地方費債又ハ府県債ニシテ元本金額五十万円ヲ超エザルモノニ付亦前項ニ同ジ

第二条 時局匡救ノ為国庫ノ補助ヲ受ケ又ハ国庫ノ補助ニ基ク北海道若ハ府県ノ補助ヲ受ケ市町村ノ施行スル事業ノ費用ニ充ツル目的ヲ以テ借入ルル市町村債ニ關シテハ市制町村制施行令第五十九条ノ二、北海道二級町村制第四百八条ノ二及島嶼町村制第九十条ノ規定に拘ラズ昭和七年度乃至昭和九年度限り北海道庁長官又ハ府県知事ノ許可ヲ受クベシ

時局匡救ノ為国庫ノ補助ヲ受ケ北海道又ハ府県ノ施行スル事業ノ経費ヲ分担スル目的ヲ以テ借入ルル市町村債ニ付亦前項ニ同ジ

第三条 前二条ノ事業ノ範圍ハ内務大臣及大藏大臣之ヲ指定ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年五月十八日

〔一一四六〕 勅令第百十二号

内務部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第一条中「属 専任四人」ヲ「属 専任三人」ニ改ム

第一条ノ三中「考証官 専任一人」ヲ削リ「属 専任二人」ヲ「属

専任一人」ニ改ム

第二条第一項第一号中「土木事務官 専任六人」ヲ「土木事務官

専任五人」ニ、「技師 専任七十五人」ヲ「技師 専任七十六人」

ニ、「属 専任八十五人」ヲ「属 専任九十四人」ニ、「技手 専

任二百八十三人」ヲ「技手 専任三百人」ニ、第二号中「土木事務

官 専任三人」ヲ「土木事務官 専任二人」ニ、「技師 専任四十

二人」ヲ「技師 専任四十人」ニ、「属 専任六十六人」ヲ「属

専任六十三人」ニ、「技手 専任八十人」ヲ「技手 専任七十四人」

ニ、第三号中「土木事務官 専任四人」ヲ「土木事務官 専任三人」

ニ、「技師 専任三十八人」ヲ「技師 専任四十七人」ニ、「属

専任五十二人」ヲ「属 専任五十六人」ニ、「技手 専任百十四人」

ヲ「技手 専任百二十七人」ニ改メ第四号ヲ左ノ如ク改ム

四 土木事業助成ニ關スル事務ニ従事スル者

土木事務官 専任三人

技師 専任十人

属 専任九人

技手 専任十七人

五 土木事業調査ニ關スル事務ニ従事スル者

技師 専任一人

属 専任三人

技手 専任四人

第三条 内務省ニ左ノ職員ヲ置キ衛生局ニ属セシム

一 保健衛生調査ニ関スル事務ニ従事スル者

技師 専任二人

属 技手 専任三人

二 国立公園ニ関スル事務ニ従事スル者

技師 専任二人

属 技手 専任五人

第三条ノ二中「技師 専任三人」ヲ「内務事務官 専任一人」ニ、
「属 技手」 専任四人」ヲ「属 技手」 専任九人」ニ改ム

第三条ノ三中「内務事務官 専任一人」ヲ削リ「技師 専任二人」

ヲ「技師 専任一人」ニ、「属 専任十九人」ヲ「属 専任十六人」
ニ、「技手 専任八人」ヲ「技手 専任五人」ニ改ム

第三条ノ四中「内務事務官 専任十一人」ヲ「内務事務官 専任九
人」ニ、「属 専任三十三人」ヲ「属 専任三十一人」ニ改ム

第三条ノ五中「技師 専任二人」ヲ削リ「技手 専任四人」ヲ「技
手 専任三人」ニ改ム

第四条中「技手 専任十一人」ヲ「技手 専任九人」ニ改ム

第五条中「技師 専任四人」ヲ「技師 専任三人」ニ、「技手 専
任四人」ヲ「技手 専任三人」ニ改ム

第六条 失業応急施設ニ関スル事務ニ従事セシムル為社会局ニ左ノ
職員ヲ置ク

理事官 専任一人

属 専任二人

技手 専任一人

第七条 失業応急施設ニ伴フ就労統制ニ関スル事務ニ従事セシムル

為中央職業紹介事務局及地方職業紹介事務局ニ通ジテ左ノ職員ヲ
置ク

属 専任八人

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年八月二十九日

〔一一四七〕 勅令第二百七十六号

内務省官制中左ノ通改正ス

第十条中「専任内務事務官十三人」ヲ「専任内務事務官十六人」ニ
改ム

第十一条第一項中「専任考証官一人 専任考証官補一人」ヲ「専任考
証官二人及専任考証官補三人」ニ改ム

第十一条ノ二 内務省ニ専任祭務官一人及専任祭務官補一人ヲ置ク

祭務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ神社ノ祭祀ニ関スルコトヲ掌ル
祭務官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ神社ノ祭祀ニ関スルコトニ

従事ス

第十二条第一項中「専任技師十五人」ヲ「専任技師十六人」ニ、同
条第二項中「専任属及専任技手通シテ百八十二人」ヲ「専任属及専
任技手通シテ百九十一人」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年八月二十九日

〔一一四八〕 勅令第二百七十八号

社会局官制中左ノ通改正ス

第一条第十号ヲ第十一号トシ以下順次繰下ゲ第九号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

十 職業紹介法施行ニ関スル事項

第二条中「事務官 専任十九人」ヲ「事務官 専任二十人」ニ、「理事官 専任一人」ヲ「理事官 専任二人」ニ、「属 専任七十六人」ヲ「属 専任八十三人」ニ改ム

第三条第三項中「第十号」ヲ「第十一号」ニ、同条第五項中「第九号及第十一号乃至第十四号」ヲ「第九号、第十号及第十二号乃至第十五号」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年八月二十九日

〔一一四九〕 勅令第二百七十九号

職業紹介事務局官制ハ之ヲ廃止ス

附 則

本令ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年八月二十九日

〔一一五〇〕 勅令第二百八十一号

職業紹介委員会官制

第一条 職業紹介委員会ハ職業紹介所ノ事業ノ経営ニ関シ内務大臣ノ諮問ニ応ジ意見ヲ開申ス

職業紹介委員会ハ職業紹介所ノ事業の経営ニ関シ関係行政庁ニ建議スルコトヲ得

第二条 職業紹介委員会ハ会長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

委員中ニ使用者ノ利益ヲ代表シ得ル者及労働者ノ利益ヲ代表シ得ル者ヲ各同数加フルコトヲ要ス

第三条 会長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ委員及臨時委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四条 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第五条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ会長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六条 職業紹介委員会ニ幹事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七条 職業紹介委員会ニ書記ヲ置ク内務大臣之ヲ命ズ
書記ハ会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年勅令第二十号職業紹介委員会官制ハ之ヲ廃止ス

昭和十一年十一月三十日

〔一一五一〕 勅令第四百十五号

社会局官制中左ノ通改正ス

第一条第五号ヲ第六号トシ以下順次繰下ゲ同条第四号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

五 退職積立金及退職手当法施行ニ関スル事項

第二条中「理事官 専任二人」ヲ「理事官 専任三人」ニ、「属 専任八十三人」ヲ「属 専任八十六人」ニ改ム

第三条第三項中「第一号乃至第七号及第十一号」ヲ「第一号乃至第八号及第十二号」ニ、同条第四項中「第八号」ヲ「第九号」ニ、同条第五項中「第九号、第十号及第十二号乃至第十五号」ヲ「第十号、第十一号及第十三号乃至第十六号」ニ改ム

第十条第一項中「事務官又ハ技師」ヲ「事務官、理事官又ハ技師」ニ、同条第二項中「工場法施行並鉦業及砂鉦業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ関スル事務」ヲ「工場法施行、鉦業及砂鉦業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行並ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手当法施行ニ関スル事務」ニ、同条第三項中「鉦夫ニ関スル事務並鉦業及砂鉦業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ関スル事務、鉦業及砂鉦業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ関スル事務並ニ鉦業法ノ適用ヲ受クル事業ニ於ケル退職積立金及退職手当法施行ニ関スル事務」ニ改ム

第十四条第二項中「工場法施行並鉦業及砂鉦業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ関スル事務」ヲ「工場法施行、鉦業及砂鉦業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行並ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手当法施行ニ関スル事務」ニ、同条第三項中「鉦夫ニ関スル事務並鉦業及砂鉦業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ関スル事務、鉦業及砂鉦業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ関スル事務並ニ鉦業法ノ適用ヲ受クル事業ニ於ケル退職積立金及退職手当法施行ニ関スル事務」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月十三日

〔一一五二〕 勅令第三十号

社会局官制中左ノ通改正ス

第二条ニ左ノ一項ヲ加フ

前項職員ノ外健康保険技師専任十人ヲ置ク奏任官ノ待遇トス

第十五条 健康保険技師ハ上司ノ指揮ヲ承ケ健康保険ニ関スル技術ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年十月二十五日

〔二一五三〕 勅令第六百五号

企画院官制

第一条 企画院ハ内閣総理大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル

一 平戦時ニ於ケル綜合国力ノ拡充運用ニ関シ案ヲ起草シ理由ヲ具ヘテ内閣総理大臣ニ上申スルコト

二 各大臣ヨリ閣議ニ提出スル案件ニシテ平戦時ニ於ケル綜合国力ノ拡充運用ニ関シ重要ナルモノノ大綱ヲ審査シ意見ヲ具ヘテ内閣総理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト

三 平戦時ニ於ケル綜合国力ノ拡充運用ニ関スル重要事項ノ予算ノ統制ニ関シ意見ヲ具ヘテ内閣総理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト

四 国家總動員計画ノ設定及遂行ニ関スル各庁事務ノ調整統一ヲ図ルコト

前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ企画院ハ関係各庁ニ対シ資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第二条 企画院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁	親任
次長	一人 勅任
部長	六人 勅任
秘書官	專任一人 奏任
書記官	專任十七人 奏任
調査官	專任十四人 奏任
事務官	專任六人 奏任
理事官	專任二人 奏任

技師 專任四人 奏任

属 專任五十七人 判任

技手 專任七人 判任

前項ノ職員ノ外内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第三条 企画院ニ總裁官房及六部ヲ置ク

總裁官房及各部ノ事務ノ分掌ハ内閣総理大臣之ヲ定ム

第四条 企画院ニ参与ヲ置キ院務ニ参与セシム

参与ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五条 企画院ニ特別ノ事項ヲ調査セシムル為委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ内閣総理大臣ノ奏請ニヨリ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

委員ハ当該特別ノ事項ニ関スル調査終了シタルトキハ退任ス

第六条 總裁ハ院務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官ノ進退ヲ專行ス

第七条 次長ハ總裁ヲ佐ケ院務ヲ掌理ス

第八条 部長ハ上官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第九条 秘書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ関スル事務ヲ掌ル

第十条 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十一条 調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査、審査及立案ヲ掌ル

第十二条 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十三条 理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十四条 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十五条 属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十六条 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

企画庁官制及資源局官制ハ之ヲ廃止ス

〔一一五四〕

昭和十二年十月三十日
勅令第六百二十四号

第一条 軍事扶助、傷瘍軍人ノ保護、職業紹介其ノ他軍事援護ニ関スル事務ヲ掌ラシムル為臨時社会局ニ臨時軍事援護部ヲ置ク

第二条 社会局ニ左ノ職員ヲ置キ臨時軍事援護部ニ属セシム

部長

書記官

専任二人

事務官

専任三人

技師

専任一人

属
技手

専任十八人

部長ハ社会部長タル社会局部長ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

本令ハ昭和十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔一一五五〕

昭和十二年十一月一日
社会局分課規程中改正

社会局分課規程中左ノ通改正シ今日ヨリ之ヲ施行ス

第十二条第二号 削除

第十四条 職業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業紹介制度ノ調査ニ関スル事項

二 失業ノ救済及防止ニ関スル事項

三 失業者更生訓練ニ関スル事項

四 失業保険ノ調査ニ関スル事項

第十五条 臨時軍事援護部ニ左ノ三課ヲ置ク

軍事扶助課

傷兵保護課

労務調整課

第十六条 軍事扶助課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 軍事扶助法ノ施行ニ関スル事項

二 他課ノ主管ニ属セサル軍事扶助ニ関スル事項

第十七条 傷兵保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 傷兵院法ノ施行ニ関スル事項

二 傷瘍軍人ノ療養ニ関スル事項

三 傷瘍軍人ノ職業保護ニ関スル事項

四 其ノ他傷瘍軍人ノ保護ニ関スル事項

第十八条 労務調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 軍需労務ノ需給調整其ノ他職業紹介ニ関スル事項

二 入営者職業保障法ノ施行ニ関スル事項

三 帰郷軍人ノ職業保護ニ関スル事項